

## Q & A

No	質問事項	回答
<b>公募要項 4 東京都と本事業者との関係</b>		
1	協定金の支払時期について、「本事業者の請求により、四半期ごとに、基準額のうち別に定める額を支払うことができるものとする。」とありますが、具体的に別に定める額とはどのようなものでしょうか。	協定事業者が本プロジェクトを実施するに当たって、誠に必要な額に限り、本プロジェクト終了を待たずに、協定金を支払うことが可能です。協定締結後、東京都と協議頂き、東京都が必要と認める金額となります。
<b>公募要項 5 本事業者の応募方法</b>		
1	株式会社を代表事業者としたコンソーシアムを組成の上応募予定ですが、提携を示す書類（契約書等）の様式に条件はありますか。	令和6年5月に東京都が公表した「TIBにおける学生等コミュニティ形成に係るコーディネート事業者公募要項」に基づき、代表事業者及び共同事業者が明確なものであれば、契約書、協定、覚書その他様式についての指定はございません。
2	提携を示す証跡として電子契約は問題ないでしょうか。	問題ございません。
3	提携を示す書類の提出方法ですが、応募様式の提出と合わせて、PDFに変換の上メールでのご送付で問題ないでしょうか。	問題ございません。
<b>コーディネート事業者への協定金支払における評価方法及びKPIの説明</b>		
1	KPI項目の人数部分（150名規模、50名規模）についてですが、150名を下回った場合でも、「150名規模のイベント」とみなされるのでしょうか。	事前申込の人数や、本事業で実施するイベントの参加率等を勘案し、総合的に判断させていただきます。